

○農林水産省告示第二千二百十二号
砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）第二十条第二項及び第三十四条第二項の規定に基づき、令和四年一月一日から十二月三十一日までには種されるてん菜及び同年十月一日から令和五年九月三十日までには収穫されるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価並びに令和四年一月一日から十二月三十一日までには種付けされるでん粉の製造の用に供するばれいしよ及びかんしよに係るでん粉原料用いも交付金の単価を次のように定めたので、告示する。

農林水産大臣 金子原二郎

- 令和三年十二月二十八日
- 一 てん菜に係る甘味資源作物交付金の単価 一、〇〇〇キログラムにつき六、六三〇円
 - 二 さとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価 一、〇〇〇キログラムにつき一六、八六〇円
 - 三 でん粉の製造の用に供するばれいしよに係るでん粉原料用いも交付金の単価 一、〇〇〇キログラムにつき一三、二二〇円
 - 四 でん粉の製造の用に供するかんしよに係るでん粉原料用いも交付金の単価は、次の表の上欄に掲げる品種ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

品 種	単 価
アリアケイモ、九州二〇〇号、コガネセンガン、こないしん、コナホマレ、こなみずき、サツマアカサツマスターチ、シロサツマ、シロユタカ、ダイチノユメ、ハイスターチ及びミナミユタカ	一、〇〇〇キログラムにつき二八、九八〇円
その他の品種	一、〇〇〇キログラムにつき二五、九五〇円

（備考）

1 第一号に掲げる単価は四捨五入により小数点以下一位まで算出された糖度（以下単に「糖度」という。）が一六・六度のてん菜について適用し、糖度が七・〇度以上一六・六度未満のてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価にあつては糖度が一六・六度を〇・一度下回ることにより六二円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、糖度が一六・六度を〇・一度下回ることにより六二円を同号に掲げる単価に加えた額とする。

2 第二号に掲げる単価は糖度が一三・一度以上一四・三度以下のさとうきびについて適用し、糖度が五・五度以上一三・一度未満のさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価にあつては糖度が一三・一度を〇・一度下回ることにより一〇〇円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、糖度が一四・三度を超えるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価にあつては糖度が一四・三度を〇・一度上回ることにより一〇〇円を同号に掲げる単価に加えた額とする。

3 第三号に掲げる単価は四捨五入により小数点以下一位まで算出されたでん粉含有率（以下単に「でん粉含有率」という。）が一九・七パーセントのでん粉の製造の用に供するばれいしよ（以下「でん粉原料用ばれいしよ」という。）について適用し、でん粉含有率が一九・七パーセント未満のでん粉原料用ばれいしよに係るでん粉原料用いも交付金の単価にあつてはでん粉含有率が一九・七パーセントを〇・一パーセント下回ることにより六四円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、でん粉含有率が一九・七パーセントを超えるでん粉原料用ばれいしよに係るでん粉原料用いも交付金の単価にあつてはでん粉含有率が一九・七パーセントを上回ることにより六四円を同号に掲げる単価に加えた額とする。